

未来投資戦略 2017(平成 29 年6月9日閣議決定)国家戦略特区関係(抜粋)

5. 国家戦略特区による大胆な規制改革

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》2020 年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、
日本が先進国 3 位以内に入る

⇒2016 年10 月公表時26 位（前年比 2 位後退）

《KPI》2020 年までに、世界の都市総合力ランキングにおいて、東京が
3 位以内に入る（2012 年 4 位）

⇒2016 年10 月公表時 3 位（前年比 1 位上昇）

(2) 新たに講ずべき具体的施策

（残された「岩盤規制」の改革等による国家戦略特区の加速的推進）

「国家戦略特区」については、2013 年12 月に成立した国家戦略特別区域法に基づき、2015 年度末までの 2 年間を集中取組期間とし、いわゆる岩盤規制全般について突破口を開いてきた。

また、昨年度からは、国家戦略特区の「第二ステージ」を加速的に推進するため、本年度末までの 2 年間を「集中改革強化期間」として、「幅広い分野における『外国人材』の受入れ促進」などの重点的に取り組むべき 6 つの分野・事項を中心に、残された「岩盤規制」の改革を行うことなどを「新たな目標」として設定したところである。

なお、これまでに国家戦略特区により実現した規制改革事項は、全国的措置等を含め70 以上となっており、特に、都市計画の迅速化、いわゆる民泊（宿泊可能な住居）の解禁、医学部の新設、地域限定保育士制度の創設、雇用条件の明確化（雇用労働相談センターの設置）、公立学校の民間開放、農業委員会の事務分担の見直しなど、永年にわたり実現できなかった規制改革を実現してきた。

また、2014 年 5 月、2015 年 8 月、昨年 1 月と 3 度にわたり指定してきた10 の区域（「東京圏」（東京都、神奈川県、千葉県千葉市、成田市）、「関西圏」（大阪府、兵庫県、京都府）、「新潟県新潟市」、「兵庫県養父市」、「福岡県福岡市・北九州市」、「沖縄県」、「秋田県仙北市」、「宮城県仙台市」、「愛知県」、「広島県・愛媛県今治

市」)において、合計242もの事業が、それぞれ83回、30回開催した国家戦略特別区域会議(以下「区域会議」という。)及び国家戦略特別区域諮問会議を通じ内閣総理大臣により認定され、現在、目に見える形で迅速に進展している。

さらに、本年3月には、「日本再興戦略2016」に盛り込んだ規制改革事項に加え、区域会議及び全国から募集した提案を基に、前述の6つの分野・事項を中心に新たな規制改革事項等を定めた国家戦略特別区域法改正法案を、国会に提出しているところである。

i) 迅速な事業の具体化・実施

現在の10の指定区域においては、国家戦略特別区域法に基づく規制改革事項を余すことなく活用し、具体的事業を目に見える形で迅速に実現するよう、関係地方公共団体等に強力な働きかけを行う。

その際、昨年度末までの取組に対する評価を受け、更なる改革につなげることとし、同法及び「国家戦略特別区域基本方針」(平成26年2月25日閣議決定)にのっとり、国家戦略特別区域諮問会議等において、改革の成果を厳格に評価した上で、PDCAサイクルによる進捗管理を行っていく。

ii) 更なる規制改革事項の追加

国家戦略特区に関し、特に前述の重点的に取り組むべき6つの分野・事項など、これまでの積み残しを含め、全国から募集する規制改革提案に加え、規制の「サンドボックス」制度の創設などの以下の規制改革事項等について、国家戦略特別区域諮問会議や国家戦略特区ワーキンググループにおいて、国家戦略特別区域法等に新たに追加すべく検討を進め、次期国会への提出も含め、速やかに法的措置等を講ずる。

その際、国家戦略特区に指定されていない地域からの提案や、結果として国家戦略特区における措置とならなかった提案についても、必要に応じ、「全国規模又は少なくとも特区の二者択一の下で改革を実現する」との観点から、全国規模の規制改革措置として、または、構造改革特区・総合特区における規制改革措置として積極的に検討を進め、実現を図る。

また、国家戦略特別区域基本方針において、「少なくとも年2回は提案募集を実現する」としていることに基づき、本年についても夏の間に全国の地方公共団体や民間からの提案募集を行う。

(「近未来技術」の実証を促進する、規制の「サンドボックス」制度の創設等)

① 「事後チェックルール」の整備等による、規制の「サンドボックス」

制度の速やかな創設

- ・ 国家戦略特区において、我が国の成長戦略、第4次産業革命を牽引する「近未来技術の実証」を高い頻度で行うことにより、地方発・全国初のイノベーションを加速的に推進することが重要である。
- ・ このため、国家戦略特区において引き続き、自動走行、小型無人機（ドローン）等の近未来技術の実証実験を精力的に行うとともに、これらを一層迅速かつ円滑に実施するため、諸外国の「規制の砂場（レギュラトリー・サンドボックス）」を参考に、国家戦略特区において関連する事前規制・手続を抜本的に見直すための、規制の「サンドボックス」制度の創設を、速やかに実現する。
- ・ 具体的には、今国会に提出中の国家戦略特別区域法改正法案の規定に基づき、具体的な方策について、本法案施行後1年以内を目途として早急に検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずることとするが、その際、国家戦略特区において、情報公開や、第三者・専門家による監視、評価、紛争処理システムなどの「事後チェックルール」を整備することにより、現行の法規制に係る事前規制・手続を撤廃ないし必要最小限まで縮減する。

② 「完全自動走行」の実現に向けた、公道実証実験の加速的推進

- ・ 「『日本再興戦略』改訂2015」や「日本再興戦略2016」に基づき、国家戦略特区では、昨年11月の仙北市における無人バスの実証実験や、本年3月の東京都（大田区）における第1回「サンドボックス分科会」の開催などの取組を行ってきたところであるが、今後とも、必要な規制改革を伴う場合を含めた実証実験等を高い頻度で行い、その効果を検証していく。
- ・ また、いわゆる「完全自動走行（レベル4、5）」までの技術開発を目指すため、本年中を目途に特区等において無人自動走行による移動サービスに係る公道実証を実現すべく、
 - － 遠隔型自動走行システムの公道実証実験について、特区自治体との一層の協力・連携の下での、道路交通法上の道路使用許可に係る規制・手続の見直しや明確化
 - － ハンドル・アクセル・ブレーキペダル等を備えない車両の公道実証

実験について、特区自治体との一層の協力・連携の下での、道路運送車両法上の保安基準（代替の安全確保措置）に係る規制・手続の見直しや明確化

等を検討し、可能な限り早急に所要の措置を講ずる。

- ・また、実証実験を実施しようとする民間事業者等からの要望に基づく無人自動走行等に係る新たな制度的・技術的課題として、
 - － 公道実証実験に際しての、事故等に係る責任対象（現行は運転手個人）の在り方
 - － 信号情報について、車両上のカメラ等で検知できない場合も想定した上での、特区自治体や事業者への円滑な提供
 - － 貨物・旅客車両のタイムシェアリングの実現

等についても、国家戦略特区ワーキンググループや各特区の区域会議等において、事業実現に向け、早急に論点整理を行っていく。

- ・さらに、前述の国家戦略特別区域法改正法案の成立後、同法案にも規定した、民間事業者に対し関係法令上の手続に係る各種相談への対応や情報提供等を行うとともに、必要に応じ手続の代行等も行う「近未来技術実証ワンストップセンター」を、東京都や仙北市、愛知県等の区域会議の下に速やかに設置し、公道実証実験に係る道路管理者や警察などの関係機関との調整等を迅速かつ円滑に行えるようにする。

③ 小型無人機（ドローン）の海上飛行等に係る実証実験の加速的推進

- ・「『日本再興戦略』改訂2015」や「日本再興戦略2016」に基づき、国家戦略特区では、昨年4月の千葉市や7月の仙北市における実証実験等を行ってきたところであるが、今後とも、必要な規制改革を伴う場合を含めた実証実験等を高い頻度で行い、その効果を検証していく。
- ・ドローンについては、来年頃には山間部などニーズの見込まれる地域における目視外飛行を実現することを目標としているが、本年中に予定している千葉市の沿岸海上などの国家戦略特区における実証実験については、当該目標を前倒しして実現することを目指し、安全を確保しつつ、事前の規制・手続を最小限のものとする必要がある。
- ・具体的には、例えばドローンが水上に安全に着水するための各種装置の整備や熟練者による操作の義務付けを検討するなど、特区自治体と事業実施者に対して具体的安全対策の提示を求めるとともに、前述の「近未来技術実証ワンストップセンター」を、千葉市等の区域会議の下に速やかに設置し、漁業を含む船舶関係者や国土交通省などの幅広い関係機関との調整等を迅速かつ円滑に行えるようにする。

(幅広い分野における「外国人材」の受入れ促進など、重点的に取り組むべき6つの分野・事項等の推進)

④ 幅広い分野における「外国人材」の受入れ促進等

- ・ 国家戦略特区における「外国人材」の受入れについては、2015年7月に改正した国家戦略特別区域法改正法に盛り込んだ「家事支援人材」や「創業人材」に加え、今国会に提出中の国家戦略特別区域法改正法案には、「クールジャパン・インバウンド人材」や「農業人材」についても、特例措置を盛り込んだところである。
- ・ 引き続き、これらの外国人材の受入れに係る事業計画の認定を着実にやっていくとともに、関連産業の活性化やインバウンド対応を促すため、国家戦略特区において受け入れるべきその他の幅広い外国人材についても、地方公共団体や民間からの提案等に基づき、必要な検討を進めていく。
- ・ 特に、国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業の実施に当たっては、地方公共団体と国の行政機関で構成する「協議会」を核とした適切な管理の下、一定水準以上の技能等を有する農業支援外国人材の在留を通算3年間可能として、当該人材が、雇用契約を結ぶ特定機関から農業経営体に派遣され農業支援活動に従事することにより、産地での多様な作物の生産等を推進し、経営規模の拡大等による農業の成長産業化・国際競争力の強化を図る。

⑤ フィンテック分野等における外国人材の受入れ促進

- ・ 都市の国際金融機能の強化に向け、フィンテック分野等への外国企業の進出を促進するため、地方公共団体の支援の下、国内金融機関や投資家等とのネットワークを構築した外国人が帰国することなく継続して創業活動を行うための対応の在り方について検討し、本年中に結論を得る。
- ・ また、金融外国人材の受入れを一層推進するため、高度人材ポイント制において、特別加算措置を可能な限り速やかに講ずるとともに、当該人材の親や家事使用人の帯同要件の在り方について検討し、本年中に結論を得る。

⑥ 既存事務所から保育所への転用を促す採光規定の見直し

- ・ 待機児童対策として既存事務所から保育所への転用を促進するため、保育室ごとに求められる建築基準法の採光のための窓に関する規定に

ついて、保育環境にも配慮した利用がなされる場合には、採光規定上有効となる大きさの窓のない事務室を保育室に転用することができるよう、所要の措置を速やかに講ずる。

iii) 指定区域の追加等

全国の地方公共団体や民間からの経済効果の高い規制改革提案があればスピーディに対応し、一つ一つの具体的事業を実現するとともに、本年中を目途に、大胆な規制改革事項を提案した、熱意ある地方公共団体に対しては国家戦略特区の4次指定を実現する。

なお、現在、被災地等において、復興支援及び被災地を拠点とするイノベーションの推進を図るため、様々な近未来技術を活用する取組が積極的に行われている。また、これらの取組等により、第一次産業や観光分野等を中心とした被災地の活性化が期待されるところである。

こうした観点から、国家戦略特区の4次指定については、特に、被災地を含めた区域の指定を積極的に考慮していく必要がある。

iv) 成功事例等に係る広報・PR 活動の抜本的強化

国家戦略特区における成功事例等の広報・PR 活動の抜本的強化を図ることにより、指定区域以外の地方公共団体・民間事業者にも規制改革による経済成長及び地域活性化に向けた取組の可能性を示し、国家戦略特区の効果を全国に拡大していく。

具体的には、これまでも取り組んできている内閣府・地方公共団体主催によるシンポジウムの開催や、テレビ番組・パンフレット等の作成については一層の拡充を図るとともに、現在、東京都と養父市に設置している内閣府と特区自治体との「特区推進共同事務局」等を通じた体制強化を図ることにより、特区ごとの広報総合戦略を抜本的に強化する。